

大阪府高齢者医療懇談会設置要綱

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の円滑な運営及び高齢者医療制度について意見交換を行うため、大阪府高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 医療給付に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) 高齢者医療制度に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者 4人
- (2) 保険医及び保険薬剤師 3人
- (3) 他の医療保険者 2人
- (4) 学識経験を有する者 2人
- (5) 行政関係者 2人

2 委員は、広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に任命される懇談会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。